

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成27年8月19日（水）

開会 13時30分

閉会 14時54分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、
山口千代己教育長

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 信田信行、次長（教職員担当）木平芳定、

次長（学校教育担当）山口顕、次長（育成支援・社会教育担当）中嶋中、

次長（研修担当）中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 加藤真也

生徒指導課 課長 芝崎俊也、子ども安全対策監 山口勉、班長 伊藤雅子

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第22号 職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

件 名
報告1 平成28年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について
報告2 いじめ防止対策に係る取組について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中4名の委員出席により会議が成立したことを確認する。（岩崎委員、都合に

より遅れて出席)

・**前回審議事項（平成27年7月23日開催）の審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・**議事録署名人の指名**

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第22号は人事管理に関する案件であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、非公開の議案第22号を審議した後、公開の報告1から報告2の報告を受ける順番とすることを決定する。

・**審議事項**

議案第22号 職員の懲戒処分について（非公開）

(小見山教職員課長説明)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・**審議事項**

報告1 平成28年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について（公開）

(小見山教職員課長説明)

報告1 平成28年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について

平成28年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成27年8月19日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページをご覧ください。この資料については、先般、8月6日の1次試験の合格発表の際にも、お送りさせていただいたものでございます。1次試験の合格者数は、1,242人とさせていただいております。それぞれ校種ごとに見ますと、小学校教諭につきましては、採用見込数が250としているところを、今回1次合格は505とさせていただいて、これを250にしていくということで、2次試験の倍率が2.0倍ぐらいになるかと。

中学校教諭ですが、全体の中学校教諭については359人を1次合格させておりますので、これから2次試験でもって130人ということで、2次試験では倍率は2.7倍の競争になるということです。

高等学校の教員につきましては、80プラス4ということで、これに対して小計の欄でございますが、268名を1次合格とし、これについても、2次試験での競争率

が2.9倍というところで、2次試験においては、2倍から約3倍程度のそれぞれ競争という形で進めていきたいと思えます。

2次試験の実施の状況でございますが、8月16日の日曜日に論述試験をさせていただきました。今日、実技試験をご覧いただいたところですが、今後8月21日から28日まで面接試験を看護大学でさせていただき、最終合格につきましては、9月29日を予定しております。簡単でございますが、説明は以上です。

【質疑】

委員長

今日も午前中、視察させていただいて、途中、柏木委員、何かおっしゃってみえませんでした。次はこんなところが見てみたいとか。なんかおっしゃって見えたとような気が。

柏木委員

大学の先生方は差し障るかもしれないので、教育長と委員長と私だったら、面接を見せてもらってもいいんじゃないかというのをちらっと。

委員長

難しいですか。試験を受けてみえる方に余分なプレッシャーになっては、そんな気はないですが、マットとかプールというのは、過去にも何度か見せていただいて、面接だけは見せていただいてないので。

教育長

私も見たことがないですし、したこともないので。校長をしてないので、でも、聞きたいですね。どんな面接をしているのかというのを本当にいつも思う。

委員長

今年度はそんな無理を申しませんので、それも採用にあたっての大事な検討項目というところは、ちょっと見てみたいと。

教育長

表情だけ見えずに、隣で声を聞くというのはあるかもわかりません。やり取りだけ、それはあるかもしれません。ただ、表情を見ないとなかなか、うそを言っているとわかりませんから。

委員長

今日、津高校の体育館へ入らせてもらったとき、ラジカセの音楽に合わせてパフォーマンス。あの受験生、気の毒やなと思って、途中からぞろぞろ、僕らが手順を狂わせて、平常心で最後までやるというのは、ちょっと気の毒なタイミングで入ったなと思いました。

柏木委員

私は書道が悪いなと思いました。芸術なのでみんな真剣にしているのに、それこそ何を書いているのかなとちらっと見るんですけど、気持ちを乱したかなと思ってしまいました。

委員長

ご本人にとってみたら、本当に大事なかけがえのない時間を、あまりじゃまという

と変ですが、迷惑をかけてもいかんかなと思いますが。当然今日どうのこうのとは言いませんが、また考えてみていただけませんか、次の機会にでもということ。

柏木委員

校長先生の任用の面接は一回見てみたいですね。

委員長

一番は、受験されている方にご迷惑にならないように。

柏木委員

新卒の方はかわいそうなので、校長先生みたいに教頭から校長に上がるときだったら、もうみんなしっかりした方なので、教育委員が1人2人増えてもあたふたしないであろうと思うので、一回面接を聞いてみたいです。

委員長

ご苦労さまでした。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告2 いじめ防止対策に係る取組について (公開)

(芝崎生徒指導課長説明)

報告2 いじめ防止対策に係る取組について

いじめ防止対策に係る取組について、別紙のとおり報告する。平成27年8月19日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、山口子ども安全対策監から行います。

(山口子ども安全対策監説明)

それでは、ご説明をいたします。1ページをご覧ください。

委員の皆様、ご承知のとおり、本年の7月5日の夜、「1 事案の発生」にございますように、岩手県におきまして、中学校2年生の男子生徒が、いじめが原因と思われる理由で自殺をするという痛ましい事案が発生いたしました。このことは、2日後ですが、7月7日の夕刊、そして、翌8日の朝刊で大きく新聞報道されまして、以来、担任に提出をするノートに書きたいじめの相談が、担任で止まってしまいまして、学校内で共有されていなかったといったことが中心となり、学校の対応等が問題視をされまして、現在もまだ新聞等で報道が続いているところでございます。

この事案の発生直後に、文部科学省のほうに国の対応をどうするのかということをお願い合わせいたしましたところ、国としては、当面は注意喚起の通知等は考えていないということでしたので、そこで、2に書きましてのように、県の教育委員会としまして、独自に各県立学校、それから、市町の教育委員会に対しまして、文書による注意喚起を行いました。

1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページをご覧ください。こちらは、7月9日付けで発出をいたしました注意喚起の文書でございます。内容としましては、岩手県での事案を受けまして、いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るとい

うことを改めて先生方が認識して、そして、いじめのいち早い把握、迅速な対応、さらに、岩手の事案で問題視をされました担任等が個人で抱え込むといったことがないように、学校として組織で対処するようにと、そういう取組の徹底を求めた内容としたところでは。

1 ページにお戻りいただき、3 をご覧ください。こちらは、国立教育政策研究所からいじめに関する指導資料、過去にもいくつか出ておりますが、これを新たに作成したというので、活用をしてほしいという旨の事務連絡がまいりました。そこで、各県立学校及び市町の教育委員会に対しまして、いじめに関する取組の点検、あるいは、教職員の研修等で活用いただくようにということで依頼をいたしました。

6 ページをご覧ください。こちらが、国立教育政策研究所からの事務連絡をいただいた文書です。ここにありますように、こういった資料、5 となっておりますので、いじめに関する指導資料は、これまでも4 回出ておりまして、いじめの防止等々がありました。今回、5 ということで、「いじめに備える」といった資料を作ったということでした。

そこで、4 ページ、5 ページのところを見ていただきたいのですが、こちらを鑑として付けまして、県立学校そして市町の教育委員会に、これを校内研修で活用できるものとしてツールとして付けているということです。

2 つに分かれておりまして、1 つは、いじめに備える基礎知識という指導資料です。もう1 つが、校内研修で活用できる自己点検できるようないろいろなシートを含めたツールです。本日、別添で付けております。こちらが国立教育政策研究所の作った別添1 が指導資料、別添2 が自己点検等々のツールです。こういったものを活用して、学校のほうで研修をしてほしいということでした。こちらを発出いたしました。

なお、この資料につきましては、現在、国立教育政策研究所が製本をしております、9 月以降にそれぞれ各学校に送られると聞いております。

続いて、少し飛びますが、11 ページをご覧ください。こちらは8 月4 日付けで文部科学省から出されましたいじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防についてといった通知です。こちらは、岩手県での事案を受けまして、各学校がいじめに関する組織的な対応の点検を行って、設置者は各学校にこの報告を求めるという内容でございます。この点検の結果につきましては、各設置者が確認をすること、そして、指導をすること。そのために行うものでありまして、例えば、県の状況を文部科学省に報告する、あるいは、市町の状況を県に報告するといったものではございません。それぞれの設置者が行うものとされております。

12 ページから13 ページにかけて、点検の内容が文章表記ですが、書かれております。少し細かい字で読みづらいですが、この内容について確認をしろということ。また、児童生徒の自殺がちょうど今日も朝刊にたくさん報道をされておりましたが、長期休業明け、特に9 月1 日に突出して多いというようなことが今日も記事になっておりましたが、そのことがありまして、13 ページの2 にございますように、そのことを書いて、要は先生方に自殺予防についての研修をちゃんとやっていますかというふうなこと。

それから、14 ページを見ていただくと、これも今日、ちょうど新聞にも出ており

ましたグラフでございますが、見ていただくとわかりますように、突出して9月1日、その前後が多いことがわかります。あるいは、4月の学期始めであったりとか、長期休業明けというのが非常に危ない時期だというのが、このグラフを見るとよくわかります。

戻っていただいて8ページ、9ページをご覧ください。先ほどご覧いただいた国からの通知は、文章表記でチェックとしてはなかなか難しい側面がございましたので、あの文章をチェック項目として落としたものが、うちのほうで作ったものでございます。これに基づいてそれぞれ各学校が一つひとつについてちゃんとできているかどうかということを、イエス・ノー形式でございますけれども、確認をしていくためのチェックシートというものです。県立の学校につきましては、これをもとに確認をしてほしいということで、各学校に依頼をしております。

各市町の教育委員会に向けましては、10ページの文書によって、それぞれの各市町のほうで対応を国からの通知の周知、そして、先ほど申し上げた点検の対応、そういったことを各市町で小中学校についてやってくださいということを、10ページの文書をもとに発出をいたしました。

なお、ここにはございませんが、一昨日、8月17日の夜に、新たに文部科学省からいじめの認知についての依頼の文書がまいりました。口頭で大変申し訳ございませんが、このことについても合わせてご報告をさせていただきます。

文書の内容は、毎年、各都道府県から国に報告をしております「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」と非常に長い名前の調査ですが、通称「問題行動等調査」と呼んでいるものですが、この調査で報告をしている、例えば暴力件数であったり不登校であったり、いろんなことが含まれておりますが、その中の前年度のものですが、いじめの認知件数について、岩手のことがありまして、岩手の事案もあれがいじめとして報告されていなかったということが報道されております。そういったことも受けて、再度、報告済みでございますが、26年度、いじめがほんとうになかったのか、あるいは、この件数でいいのかということを、もう一度、確認をして、再度、その件数等を提出するようというのを求める内容でした。

具体的には、児童生徒が集団で活動する場合には、いじめというのは、そもそもしばしば発生すると。そして、どの学校でも一定のいじめが認知されるのが、逆にそれは自然なんだといったことの観点に立ちまして、初期段階のいじめであったりとか、あるいは、ごく短時間のうちに解消したようなもの、こういったものもすべていじめの件数として計上するように求めてまいりました。

また、対人関係のトラブルとして捉えていたような事例の中にも、本来、いじめと認知すべきものがなかったのかと、そういった可能性も踏まえて慎重にもう一度確認するように求める内容です。

この文部科学省からの依頼を受けまして、早急に各県立学校、そして、市町の教育委員会に対しまして、昨年度平成26年度のいじめの認知件数について報告を受けておりますが、再度、確認をして報告をするように求めてまいります。

文部科学省によりますと、例年、秋に行っているこの本調査の公表につきましては、いじめを除く先ほど申し上げたような暴力行為等の他のものについて、いったん公表

を行って、今回、再提出をするいじめの中身につきましては、後日、改めて公表する予定であると聞いております。例年、夏季休業を終えた時期には、友達関係が変化したり、あるいは、生活習慣がいろいろ変わったりということで、生徒指導上のいろいろな問題が発生しやすい時期でございます。担任あるいは部活動顧問をはじめ、子どもたちにかかわるすべての教職員が、子どもたちの声あるいは様子に非常にアンテナを高く保って、また、校内の情報共有を密にさせていただいて、いじめの防止、及び万が一いじめが発生した場合の迅速かつ適切な対応が各学校で行えるように、市町教育委員会と連携しながら、引き続き指導に取り組んでいきたいと考えております。

【質疑】

委員長

重たい問題ですけど、ご意見はありませんか。

柏木委員

一生懸命学校という中で対処していくのも大切だと思うのですが、もっと家庭に働きかけてもいいのではないかと思います。やっぱり一番子どもがいじめに遭っていて、逃げられる場所が家庭だと思います。だから、もっと家庭が子どもの逃げ場所になれるように、そういう面からも考えて、学校から保護者への啓発というか、自分のお子さんをちゃんと見てますかと、ちょっと失礼ですが、変化はありませんかとか、この9月1日に多くなるという、学校は止めようがないです。夏休みの間は家庭にいるのだから。だったら、こういうことは新聞を読まないご家庭もたくさんあります。なので、家庭への発信をもっと密にするように、学校を経由して気づきをさせてあげてほしいと思います。うちの子に限ってということは絶対あり得ないので。私の友達でも子供を亡くした人がいます。やはりすごく後悔するし、何かのときと思う前に、ちょっとした気づきのサインを見逃していませんかというような保護者への啓発をもっとしっかりしていただければと思いました。

森脇委員

私も今朝の新聞、先ほど読んで、自殺のピークは長期休暇の後だということを知ったんですが、これ、必ずしもいじめだけが原因ではないということで、自殺のある意味では防止対策みたいなことと、それから、いじめの問題というのは、もちろん重なっているんですが、分けて考える必要もあるのではないかと思います。

だから、例えば、自殺の問題でいじめが原因と疑われるものというようなグラフとか数値も出ているんじゃないかと思うんですが、原因の中でいじめが疑われる、そっちのほうが多分いじめの問題にとっては重要な数値、データではないかと思います。こちらのほうの対策、自殺のピークが長期休暇の後というのは、様々な原因が考えられて、例えば、夏休みの宿題をやってきてないとか、非常につまらない原因ですけども、そういったような、ある意味、いじめとは関係のないような要因もたくさんある。

それはそれとして、ある種、自殺防止対策みたいな形で、一方ではやらないといけません。いじめの問題について言うと、いじめが原因で自殺したと思われるようなケースとか数値とかのほうの方が大事ではないかと思うので、そうしたグラフやデータや事例みたいなことを集めて、通知をするときにはそちらからのデータを示し

たほうがいいんじゃないかと思いました。もちろんされているとは思いますが。

岩崎委員

実際、ずっとお二方がおっしゃっているように、9月1日に自殺が多いという要因分析というのは、何らかの形でしておかないとまずいという気はします。14ページにも生活環境、一方が大きく変わる契機になりやすくて大きなプレッシャーとか精神的動揺と、極めて漠と書いてありますが、これがどういうものなのかというのは、綿密な分析というのはなかなか難しいでしょうが、必要だろうと。

それに伴って、柏木委員がおっしゃったように、休み中のことであるので、これは家庭の役割みたいなものも注意喚起はしておく必要があるでしょうが、この時期にそういうふうに言われても、なかなか家庭まで届かないですね。それがしんどいなと思ってお話は聞いていました。

8ページ9ページにチェックリストを作っただいて、そして、それで「はい・いいえ」で診断をしてくださいと、こういうツールがあるのはすごく便利だろうと思いますが、これで「いいえ」とつけた場合には、これを各校がここが抜けていたということできっちりと対応していくということになるんですね。これを出して終わりというわけではないですね。

子ども安全対策監

これは県立に向けてでございますが、うちのほうで各学校から回答をいただいて、各学校には、委員がおっしゃったようにこれを付けていくことでそれぞれチェックしていくという、そもそも目的を持っていますが、残念ながら、例えば、ちょうど9ページの今回の自殺の予防についても、例えば、研修を本当に間違いなくやっていたか。ひょっとしたらやっていない学校があるかわからないですね。そうすると、現時点ではやってないという答えが出てくるかもわかりません。

ただ、そういう回答をいただいた場合には、うちのほうでその後、どうなったかということ各学校に個別対応をいたしまして、当然確認をして、きちんと進めて、ここがクリアするように指導してまいります。

岩崎委員

ついでに言えば9ページの一番下のところというのは、なかなかはいとは返事をしづらい部分ですね、今の時点では。という形にはなってしまうと思って見ていました。

子ども安全対策監

今、岩崎委員がおっしゃった最後の部分ですが、これが実は一番大きな部分ですが、少なくとも先ほどから議論になっていますように、この9月1日が非常に多い、ちょうどこのあたりが多いということをもまず先生方が認識をいただくこと、まず、これが第一歩だと。そういった目で子どもたちを迎え入れる。特に部活動なんかでは、結構学校へ来ている子どもたちがおりますし、夏休み最後の期間、あるいは、学校が始まった9月当初に、そういう目で子どもたちとふれ合いながらアンテナを高くすることがまず一番大事だと思うので、そういう意味での態勢ということでございますので、これを設けたことによって新学期等に向けた職員会議、必ずどの学校も行いますから、その中でこういったことが議論されていく、先生方に共有されていくことをまずはねらったものと考えております。

委員長

今回の岩手の事例もそうで、こういうことが自殺という被害者というのか、こういう大きなことになって、僕たち一般の県民が知る術は、新聞とかテレビだと思うんです。そこで保護者の方は、学校が何もしてくれなかったということをよく言われているのを耳にすることがあると思います。じゃ、一方でその当人、生徒は発信していたのか、隠そうとしていたのか、先生にも学校の中でも友達にも親にも隠そうとしていたのか。あるいは、葛藤の中でここだけには伝えたいとか、そういうのを出していたのか、そこまで僕らはわかりようがないです。

一方で、ここにも書いてありますが、学校の中で担任が抱え込まないよという表現をここで目にすると、担任は薄々知っていた。あるいは、ことの大きさを知っていた。抱え込むということはそういうことですね。知っていて自分の内的な処理で済ませようとするのが抱え込むということですね。では、そこでそれは一番目に言ったことと、この抱え込むなということは、二律背反していると思うんです。学校は何もしてくれなかった。で、先生は抱え込むなど。先生にいくら指導してもいかなのと違いますか。これが昨日今日起きた事例ならともかく、いじめの問題は、それこそ国を挙げての、重要視される問題になってから随分時間をかけて練り上げてきていると思います。そういう中で、ちょっと辛辣な言い方もわかりませんが、今でも抱え込むようなことになっているのかと。これは、その向かい合う先生一人ひとりの気質というか、能力というかわかりませんが、の問題なのか、その学校の中の風土といいますか、仕組みといいますか、の問題なのか、ここを尋ねるというのではなく、真剣にやらないと、親からは学校は何もしてくれなかったと繰り返すような気がします。

もう一つは、私が思うことですが、そういう保護者の人たちのテレビのインタビューとかを見せてもらおうと、心の中で、「じゃ、あんたは何をしとったの」と。子どもが一生懸命日記に書いたりとか、あるいは、部屋に閉じこもる、何らかの兆候は家庭の中でもあったのと違うかと。学校は何もしてくれなかったというその言葉と同じぐらい、「じゃ、あんたは何をしとったの」と、自分の子どもに対して、そこはメディアはあまり問い詰めないんですね。つつい学校を悪者、あるいは先生を悪者にする、話の収まりが付きやすい。保護者が悪いんじゃないかというところになかなかいかない。やっぱりこういう問題というのは、せめて親ぐらいはSOSの受信場所になんてなあってあげられなかったのかといつも思うんですが。

それは学校教育現場の側からは発信はなかなかしにくいのかもわかりませんが、僕はする必要があとだと思います。双方が力を携えてやらないと、なかなか早期発見、早期対処できにくいのと違うかと思うんですけど。抽象的な意見になりましたが、いつもああいうのをテレビで観ていると思います。学校の先生はお気の毒だと。もし僕らが知った範囲で言っていると、あの発信を先生が気づかなかったとしたら、情報で知る限り、それはこの先生いかなやろって思わされてしまう、ニュースのレベルが。これはすごい危険なのと違うかと思います。

それから、これですね、見せていただいて。やられる前からいらんこと言うようですが、我々の製造業でどうやってミスを防ぐか。一番当たり前にやるのは、みんなに集まってもらってケーススタディーをやるわけで、こんなのあった、気をつける。じ

や、どうしようという、チェックマークをつけていこう。例えば5本ネジを締めるところを1本緩かったと。ここへチェックマークをつけていこうとやるんです。マジックでチョンと。電化製品の中身を開けてみると、結構マジックのチョンのチェックマークが付いていると思う。あれは、過去にそこでミスがあったという一つの証拠なんです。ここを特に点検しなさいと。点検したという言葉だけでは信用できないので、こういうペーパーにちょっとレ点を付けて、見たかという。見たところにもチェックマークしていけど。当初はいいんです、緊張感のあるうちは。いつの間にか、チェックマーク付けることが仕事になって、時間が経っていくと、ここのネジが締まっているという確認のところまでいかないんです。そういう危険性もよくありますので、こういうことをやられるのは僕は基本的には賛成ですが、これが単にこれが書くことだけが目的と違うところあたりを十分自覚していただいてほしいと。なくすことが目的、隠すことが目的と違うところをお願いしたいと。

子ども安全対策監

2点。まず、1点目が抱え込むということですが、今回、特に具体的に子どもが書いたノートに特に死を連想させるような「死にたい」といった言葉が書かれていた。それをある意味、少し軽く捉えてしまったということ。それを学年団、学校全体の中で共有ができなかったという具体的な例がございまして、本県でも多くの小中学校で何らかの形で子どもたちとのやり取りというのは、現場の学校ではほとんどやられていることですので、その中から子どもたちのサインを何か発見したときに、軽く見ないで共有をしていくというところに焦点を絞っているということが、まず一つです。

それから、先ほどチェックのことでございますが、実はこれを県立学校に出すときに、こういったものもやりたいということで、校長会長にも相談をいたしました。そうしましたところ、たまたま校長会の総会がございまして、その場で会長からすべての校長に向けて発信をしていただきました。したがって、各校長は、ただ文書が来たということではなくて、この捉えは十分捉えていただいていると認識をしているところではあります。

委員長

ありがとうございます。あと、よろしいですか。

柏木委員

自分は中日新聞をとって、朝日とかほかの新聞を見せていただいたときに、最後の朝日の記事で、学校に行きたくないと言ったときに、社会に出れば嫌な人もいる、我慢しなさいと保護者が言ったと。保護者は、そんなに子どもがノートに書くほど死にたいと思っていなかったの、この言葉を言った。でも、親だったら学校へ行きたくない、どれぐらい行きたくないかわからない状況だったら、これは私でも言うてしまう言葉だと思います。少しぐらいの嫌なことは我慢しなさい。でも、先生に対して、もう死にたいということの前を前に言っているのであれば、担任からの話があれば、もっと重くこの学校に行きたくないを受け止めることができた。ここが一番学校と保護者の連絡の大切さというのをお互い共有する、それが一番必要ではないかということを感じましたので、どちらかが気がついたら、ちゃんと連絡、相談、親も学校も情報を共有していくことの大事さを考えました。

委員長

よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－